

第 27 号

富士市伝法 2527-1

学校法人森島学園

専門学校富士リハビリテーション大学校

「静岡県地域リハビリテーション協力機関」指定要領第4条に基づき、静岡県地域リハビリテーション協力機関として指定する。

令和8年4月1日

静岡県知事 鈴木 康 友



福 長 第 4 号
令和8年4月3日

関係機関各位

静岡県健康福祉部福祉長寿局福祉長寿政策課
地域包括ケア推進室長

静岡県地域リハビリテーション協力機関の指定について

このことについて、別添のとおり静岡県地域リハビリテーション協力機関として指定しましたので通知します。

つきましては、下記の事項にご留意の上、地域リハビリテーションの推進に御尽力くださいますようお願いいたします。

記

- 1 静岡県地域リハビリテーション協力機関の名称を表示し、広報に努めてください。
- 2 市町等が実施する介護予防事業や地域ケア会議等に協力するなど、地域リハビリテーションの推進に努めてください。

担 当 地域包括ケア推進班 齋藤
電話番号 054-207-8614
E-mail houkatsu@pref.shizuoka.lg.jp